

Title	米国の朝鮮政策における冷戦認識の形成：一九四五-四七年時期に関する試論
Sub Title	U.S. Korean Policy, 1945-47 : the formation of the Cold War perception
Author	小此木, 政夫(Okonogi, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.6 (1977. 6) ,p.37- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770615-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米国の朝鮮政策における冷戦認識の形成

——一九四五—四七年時期に関する試論——

小 此 木 政 夫

序 問題の所在

第一章 非両立性の確認

第二章 共同行動から単独行動へ

朝鮮半島の戦略的価値

部分的単独行動

第三章 統一管理から分断へ

第四章 中道派擁立から右派支援へ

結論

序 問題の所在

第二次世界大戦中に開かれた一連の戦時會談の文書のうちで、戦後の朝鮮に対する米国の立場を最も率直、かつ簡潔に要約しているのは、ヤルタ會談の前夜、大統領用のブリーフィング・ペーパーとして作成された「朝鮮に関する連合国間の協議」と題する國務省の特別文書であろう。同文書は、連合国中のいかなる国が朝鮮の占領（軍事作戦と占領行政）とその後の臨時的

国際管理（ないし信託統治）に参加すべきかを論じたものであるが、それはそのまま米国の戦後朝鮮構想を知るための格好の手掛りとなるからである。

文書に明示された米国の行動原則は、朝鮮の占領と管理における単独行動の否定（＝共同行動）をその最大の特徴としている。米国は朝鮮と隣接する中国とソ連がこの地域の将来に伝統的な関心を抱き、相互に猜疑心を抱く傾向にあることに注目し、朝鮮への軍事作戦とその後の占領行政が連合国中のいかなる一国によつても単独で遂行されるべきではないと考えていた。²⁾ また、同様の観点から、ソ連の対日参戦が実現した場合はもちろん、それが実現しない場合にも、朝鮮の国際的管理へのソ連の参加を肯定している。

これらの事実とともに、また、米国がすでにこの時点で朝鮮の分割管理否定（＝統一管理）の方針を明らかにしていることも、注目に値しよう。カイロ宣言で約束した「自由・独立」朝鮮実現への強い期待の表われと解釈できるからである。

以上の二つの原則ほどの比重をもつものではなく、また上記の文書には明示されるものではないが、朝鮮人自身の自由意思によつて選択される政府の樹立まで、国内政治への介入を最小限に抑制することも、米国の重要な行動原則であつた。この原則のもつ意味は、大戦中および解放直後における「大韓民国臨時政府」への米国の態度に示されている。³⁾

以上のような三つの行動原則は、きわめて漠然としたものではあるが、米国の戦後朝鮮構想の基礎が「地域的な勢力均衡にもとづく自由・独立朝鮮」に置かれていたことを示唆している。そして朝鮮自体は、のちにトルーマン大統領が率直に述べているように、「いかなる国にも従属せず、またいかなる国にも脅威を与えない」⁴⁾ 存在でなければならなかつた。

本稿は、このような米国の朝鮮構想に留意しつつ、戦後の朝鮮政策にみられる冷戦認識の形成過程を明らかにしようとするものである。したがつて、以下の分析は、冷戦認識とは何かを議論するものではなく、むしろ米国による地域的な勢力均衡の追求のなかで、朝鮮問題がいつ、いかにして、世界的な米ソ対立の一環として認識されるに至つたか、に焦点をあてて

いる。

しかしながら、このような努力は、当然のことながら、冷戦そのものの展開の一側面に触れることを余儀なくしている。トルーマン・ドクトリンを転機とする冷戦政策の再編成そのものが、世界的な米ソ対立の一環として認識された朝鮮問題を、再び地域的な勢力均衡の問題に引戻す過程がそこに存在したからである。

(一) "Inter-Allied Consultation Regarding Korea", Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下 FR と略す) 1945: *The Conferences at Malta and Yalta*, pp. 358-361. 但しヤルタ会議における「米ソ間交渉」の文書の報告が反映された点に關する疑問がある。See, Soon Sung Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950* (Berkeley: University of California Press) pp. 33-34.

(二) 三八度線の設定も、基本的にはこのような観点から解釈されるべきであろう。ガッチェイス教授が説くように、それは確かに「管理上の便宜」によるものではなからず、しかし同時に、冷戦的配慮が優先した結果とも思える。See, John Lewis Gaddis, "Korea in American Politics, Strategy, and Diplomacy, 1945-50", in *The Origins of the Cold War in Asia* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1977), eds. Yonosuke Nagai and Akira Iriye, p. 278.

(三) See, for example, "The Acting Secretary of State to the Chairman of the Korean Commission in the United States (Rhee)", 5 June 1945, in *FR 1945*, Vol. VI, pp. 1029-1031. See also 9c and g of SWNCC 176/8, *ibid.*, p. 1081.

(四) "President Truman to Ambassador Edwin W. Pauley, at Paris", 16 July 1946, *FR 1946*, Vol. VIII, p. 713.

第一章 非両立性の確認

序論にみた「地域的な勢力均衡にもとづく自由・独立朝鮮」の実現という米国の構想は一九四六年三月二〇日に開催された第一次米ソ合同委員会（五月六日まで）と一九四七年五月二一日に開催された第二次米ソ合同委員会（一〇月二二日まで）における対ソ交渉の過程で挫折する。しかし、戦後朝鮮構想の崩壊過程を検討する前に、ここでわれわれは、朝鮮の将来をめぐる米ソの政策の非両立性がいかなるレベルで、どのように認識され始めたかをみなければならぬ。

朝鮮の分割占領後、ソ連が三八度線を事実上の国境として扱い、北朝鮮の内政に深く介入し始めたことは、当然米国側を

当惑させるものであつた⁽¹⁾。しかし当時のワシントンには、これをもつてただちに戦後構想の実現に対する深刻な打撃と受けとめる見解は見当らない⁽²⁾。またその後、現地レベルでの対ソ交渉が行詰まりをみせても、ワシントンはこれを政府レベルの交渉において解決しようと努力した⁽³⁾。ソ連との共同行動の不可能性を予測する見解は、ワシントンよりはむしろソウルの米軍司令部やモスクワの米国大使館に強く存在したようである。

すでに米軍上陸後三週間目の九月二十九日、占領軍司令官の政治顧問ベンニングホフは、國務長官にあてた第六号報告で、ソ連の北朝鮮における占領行政の目的が、北朝鮮の「ソビエト化」にあるとし、「米国はまもなくルーマニア、ハンガリー、ブルガリアにおいて直面しているのと同じような問題に直面することになろう⁽⁴⁾」と予言している。

また信託統治問題と両軍占領地域間の経済および行政の調整のための交渉を命じられた駐ソ大使ハリマンは一月二日の國務長官への電文報告で、朝鮮についてのソ連の基本姿勢を次のように分析している⁽⁵⁾。

ソ連は、自らが朝鮮を歴史的にフィンランド、ポーランド、ルーマニアとほとんど同じように、対ソ攻撃のための跳躍台とみなしていることを明らかにしている。それゆえに、ソ連は朝鮮において優越した影響力を獲得したがっているかもしれない。ソ連の優位は、何らかの国際的後見制度よりも、たぶん「独立友好」朝鮮政権の樹立を通して実現されるであろう。信託統治は、ソ連の優越を保証するどころか、おそらく三ないし四分の一の平等な投票権の保持を意味するにすぎないであろう。

また同大使が、その報告の最後を「もしソ連政府が忠実かつ相対的に強力な朝鮮軍をもち、その背後に民兵を置くことに成功すれば、赤軍の朝鮮からの撤収を望み、われわれにわが軍の同時撤退への圧力を加える恐れが充分にある⁽⁶⁾」と結んでいることは、後の事態の展開からみて、驚くべき洞察力を示すものと言わざるをえない。

このような対ソ不信とは別に、朝鮮内政への深い介入を禁じた初期のワシントンの指令も、ソウルの米軍司令部には実情

に即さないものとみられる傾向にあつた。占領地域内における共產主義者の活発な活動と朝鮮人の即時独立への熱望の前に、内政不介入の原則は「ほとんど不可能な任務」を要求するに等しかつたからである。

マッカーサーにあてた十一月初めの米軍司令官の二通の電文報告は、主として共產主義者の活動に対処するために、現地司令部が李承晩、金九らの臨時政府要人の利用を考慮していたことを示している。⁽⁸⁾さらに米軍司令官の政治顧問代理ラングドンは、すでに十一月末の段階で、信託統治の再考と金九を利用しての朝鮮内政への介入を強く求めている。⁽⁹⁾モスクワ会議開催直前のソウルの判断は、「もし現在あるいは将来信託統治が課せられることになれば、朝鮮人は実際に、また物理的に反乱を起しかねない」⁽¹⁰⁾とするホッジ司官の言葉に要約されるものであつたといえよう。

しかしワシントンは、ソウルおよびモスクワからのこれらの報告にもかかわらず、国際的信託統治を中心とする対ソ共同行動の維持を最優先し、ソ連を刺激する恐れのある朝鮮内政への介入を極力抑える方針を変えようとはしなかつた。⁽¹¹⁾このようなワシントンの態度は一二月下旬のモスクワ三国(米・英・ソ)外相会議における朝鮮問題の討議においても継続されることとなつた。

二月二十八日に発表されたモスクワ協定の朝鮮関係部分は、ソ連案に若干の技術的修正をほどこし、合意されたものであるが、従来の米国の方針と必ずしも両立しないものではない。⁽¹²⁾なぜならば、同協定は信託統治実施以前の臨時政府の樹立を謳つた点で従来の米国の方針とは異なるが、四大国による国際的信託統治と五年後の独立を保証していたからである。また米国とソ連は両軍司令部の代表から構成される米ソ合同委員会を設置し、初期の適正な方策を決定することになつていた。⁽¹³⁾この意味では、朝鮮の将来に関する米ソの政策の非両立性がワシントンにおいて深刻に認識されたのは、第一次米ソ合同委員会の決裂以後のことであつたといえる。⁽¹⁴⁾

(1) See "The Political Adviser in Korea (Benninghoff) to the Secretary of State", 26, 29 September and 1 October 1945, FR 1945,

The Joint Chiefs of Staff", 2 February 1946, FR 1946, Vol. VIII, pp. 628-630; "The Secretary of State to the Secretary of War (Paterson)", 1 April 1946, *ibid.*, pp. 654-656

第二章 共同行動から単独行動へ

朝鮮半島の戦略的価値 第一次米ソ合同委員会の決裂が米国の朝鮮政策に与えた影響はきわめて大きかった。トルーマン大統領を含む米国の政策決定者たちは、一時的にしる、朝鮮問題を朝鮮半島という地域的な枠を超える問題として認識したといえるからである。これはまた、「朝鮮問題が、本来受けるべき注目と関心を受けていない」⁽¹⁾ ことに対する反省であつたといえるかもしれない。

米国防導部内における朝鮮認識変化の原因は、六月初めに國務省が起草し、陸・海軍省の同意を得て伝達された「朝鮮政策」と題する政策文書に端的に示されている。それは朝鮮半島の戦略的重要性の再認識によるものであつたといえよう。

文書はそれを二つの観点から評価し、まず第一に朝鮮の将来が中国とくに満州情勢に与える影響を次のように論じている。⁽²⁾

朝鮮に関する米国の基本目的は、簡潔に言つて、朝鮮の独立にある……朝鮮の独立は朝鮮人自身のためにだけでなく、極東全体の政治的安定を強化する手段としても重要である。なぜならば日本或はソ連のいずれかによる朝鮮支配は中国の満州支配を一層危険にさらし、その結果強力で安定した中国の創造という展望を弱めることになる。そしてそれなしには極東における永続する政治的安定はありえないのである。

また第一の観点は、朝鮮の将来が米ソ関係そのものに与える影響に関するものである。文書はこれを次のように表現している。⁽³⁾

米ソ兩軍による朝鮮の共同占領の結果として、朝鮮に関する米国の基本目的はソ連との合意を通してのみ達成されうる。事実、朝鮮

によつて提起された政策問題はもう一つの意味を加えている。なぜならばそれはソ連との合意の必要性をたらし、その結果米ソ関係の一層緊要な問題の一部となつたからである。米国は一方で朝鮮に関する基本目的に固執すべきであるが、同時に朝鮮をめぐるソ連との友好的合意がここでのわれわれの目的を達成するための手段としてだけでなく、極東および全般的な問題におけるソ連との理解を促進する要因としても望まれていることを認識しなければならない。

朝鮮半島の戦略的価値に関するこのような高い評価は、けつして國務省の政策文書にのみ限定されていたわけではない。大統領特使として朝鮮を視察したポーレーも、六月二三日の報告において、「朝鮮は小国であり、またわれわれの軍事力全体からみれば小さな負担であるが、それはイデオロギーの戦場であり、アジアにおけるわれわれの成功全体がそれに依存するかもしれない⁽⁴⁾」と断言しているばかりか、トルーマン大統領自身もポーレーへの返書において、このような見解に全面的な同意を与えている⁽⁵⁾。

部分的単独行動 第一次米ソ合同委員会決裂の結果、一九四六年夏の米国政策決定者間には、一時にしろ、朝鮮半島の戦略的重要性に関する一種のコンセンサスが成立した。そしてそれは対ソ交渉の一時棚上げ、占領米軍の早期撤収方針の撤回などのほか、「南朝鮮内での単独行動⁽⁶⁾」の決定をもたらしたのである。この単独行動とは、政治的には南朝鮮内政への積極的介入による国内中道民主勢力の擁立を、また社会的には健全な国内経済の樹立のための諸改革の実施を目指すものであつたといえる。

朝鮮の内政、とくに李承晩、金九らの右派勢力へのコミットメントの回避を要求したワシントンの指令が、すでに前年末の段階で、現地の実情に適さないものになつていたことは、すでにみた通りである。南朝鮮における活発な共産主義者の活動と右派勢力を中心とする信託統治反対の運動は、ただでさえソウルの米軍司令部を現地の政治勢力から孤立させる傾向にあつたからである⁽⁷⁾。

しかし、このような情勢のもとでワシントンが求めた政策は、ホッジが要求し、一九四六年二月の「南朝鮮民主議院」の誕生として部分的に現れたものとは異つていた。ワシントンの意図は、中道民主勢力を中心に、米軍政府の周囲により広範な国内勢力を結集し、そのような基礎のもとに、臨時政府の樹立を目的とする将来の対ソ交渉に臨むことにあつたからである。⁽⁸⁾したがつて、米国の求める政治勢力は「ただ単に強力であるだけでなく、現在の民主議院以上にソ連に受け入れ易いものであり、またそれゆえにソ連との合意の可能性を弱めるよりは強める要因⁽⁹⁾」でなければならなかつた。

米国は、このような方針に沿つて、中道勢力の強化と朝鮮人の占領行政への参加を目的とする立法機関設置の構想を推進しようとした。同立法機関は全国的な選挙を通して設立され、臨時政府樹立までの期間、南朝鮮における政治、経済、社会改革の基礎となる法案を起草し、米軍司令官に提出する役割を任うものとされた。⁽¹⁰⁾のちに「南朝鮮過渡立法議院」として実現するものが、これである。

また社会、経済改革について、米国は従来これを信託統治実施以前に行う考えを持つていなかつた。⁽¹¹⁾米軍占領地域における単独の社会、経済改革の実施は、当然米国が要求していた南北の統一管理を妨げることになるし、また石炭と電力を北朝鮮に依存する南朝鮮が単独でそのような計画を実施することは得策でもなかつた。

しかし北朝鮮においては、すでに一九四六年二月初め、「地方の民主主義的権力機関と国内政治、経済、文化生活を指導する」ための「北朝鮮政治行政中央機関⁽¹²⁾」として臨時人民委員会が組織され、土地改革、重要産業の国有化をはじめとする「詳細な民主的改造計画⁽¹³⁾」に着手していた。一九四六年夏の米国は、この分野においても、単独行動を余儀なくされてい
たといえる。

この分野における米国の単独行動は、いまだに「広範な計画を策定するための措置をとる」⁽¹⁴⁾段階にあつたが、トルーマン大統領は、この計画のなかに、土地改革と一定限度の産業国有化を含めることを要求して⁽¹⁵⁾いた。さらにポレー報告もまた、

日本からの賠償の一環として朝鮮が必要な産業施設を受け取ることを、産業経済の再建のために米国がより大規模な技術的援助を与えることなどを勧告していた⁽¹⁶⁾。

以上みてきたように、第一次米ソ合同委員会決裂後の米国は、朝国半島の戦略的価値にきわめて高い評価を与え、その結果政治・経済の両面に及ぶ南朝鮮内政への深い介入を決定した。またこのような決定は、当然のことながら、朝鮮の統一管理を妨げ、米ソそれぞれの占領地域内における「単独行動の応酬」をもたらしものであったといえる。

しかしながら、ワシントンの意図するものが、けつして朝鮮における対ソ協調の全面的放棄ではなく、また統一朝鮮の断念でもなかつたことは再度強調されなければならない。南朝鮮内政への米国の介入は、きわめて明確な意思のもとに抑制されており、それ自体ソ連の譲歩を勝ちとるための手段として考えられていたからである⁽¹⁷⁾。したがって、この時期の米国の朝鮮政策を特徴づけるものは、現在における単独行動と将来における共同行動であつたといえる。

- (1) "Ambassador Edwin W. Pauley to President Truman", 22 June 1946, *FR 1946*, Vol. VIII, p. 706
- (2) State Department Political Policy Paper "Policy for Korea", *ibid.*, p. 697.
- (3) *Ibid.*, p. 697.
- (4) Pauley to Truman, *ibid.*, p. 706. ホーレーは、この報告において、朝鮮半島におけるソ連の目的を次の四点から推測している。それらは、(一)南東部国境の防衛、(二)満州および華北における戦略的位置、(三)将来起りうる対日作戦への配属、(四)極東における不凍港の確保などである。
- (5) "President Truman to Ambassador Edwin W. Pauley, at Paris", 16 July 1945, *ibid.*, p. 713.
- (6) "Policy for Korea", *ibid.*, p. 693.
- (7) See Okonogi Masao, "The Domestic Roots of the Korean War", in *The Origins of the Cold War in Asia* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1977), eds. Yonosuke Nagai and Akira Iriye, p. 306.
- (8) 中道派支援の方針は十二月末に現われていた。しかし、この方針が実行に移されたのは、第一次米ソ合同委員会決裂以後のことである。 See SWNCC 176/8, *FR 1946*, pp. 623-627.
- (9) "Policy for Korea", *ibid.*, p. 698.
- (10) *Ibid.*, pp. 693-694.

- (11) 當時の米国の立場について、See “The Secretary of State to the Ambassador in the Soviet Union (Harriman)”, 3 November 1945, *FR 1945*, Vol. VI, pp. 1106-1109.
- (12) 金日成「臨時人民委員会の事業について」、『金日成選集』(三一書房、一九五二年)第一巻、一九九ページ。
- (13) エフ・イ・シャプシーナ「第二次大戦後の朝鮮」、『植民地体制の危機—極東アジア諸国民の民族解放闘争—』下巻(ソ同盟科学アカデミー太平洋問題研究所、イェ・ム・ジュエコン編)、一六三ページ。
- (14) “Policy for Korea”, *FR 1946*, Vol. VIII, pp. 693-694.
- (15) Truman to Pauley, *ibid.*, p. 714.
- (16) Pauley to Truman, *ibid.*, p. 709.
- (17) 国務省の文書は、この点に疑問の余地を残してゐない。そもそも朝鮮における米国の目的は「合同委員会における将来の交渉」と「南朝鮮内での単独行動」を通じて達成されるものであった。See “Policy for Korea”, *ibid.*, p. 693.

第三章 統一管理から分断へ

朝鮮半島の戦略的価値に関する高い評価は、その後も一九四七年初まで継続した。二月二五日、国務長官と陸軍長官の参席のもとで作成された朝鮮問題に関する特別報告も、ソ連による南朝鮮支配がもたらす「米国の威信と影響力の喪失、またその結果としてのソ連の影響力と力の増大は、極東における米国の利益に対してだけでなく、全世界的な米国の立場に大きな損傷を与えるであろう」と述べ、前年の評価を繰返しているからである。また同報告は、同様の観点から、一九四八会計年度分として二億五千万ドルの南朝鮮援助を大統領に勧告し、朝鮮からの米ソ両軍の相互撤退に関しても、「朝鮮の政治的、領土的統合性を確信させるに充分な保障措置」(統一暫定政府の樹立)を講ずることを要求している。

しかし一九四七年三月二日、トルーマン・ドクトリンが宣布されると、朝鮮半島の戦略的価値に関するこのような評価は、急速に力を失つていく。当時、米国にあつて独自の外交活動を展開していた李承晩は、トルーマン・ドクトリンの宣布に際し、「朝鮮はギリシャと同じような戦略的状況下に置かれており、朝鮮の愛国者たちは閣下の鼓舞的なメッセージに大

大きく勇気づけられている」とする書簡を大統領に送つたが、いまや朝鮮が極東のギリシャであるか否かが真剣に検討されなければならなかつた。朝鮮に関するその後の事態の展開は、皮肉にも、「一九四七年春のワシントンに現実⁽³⁾に起つたものは、コミットメントの急激な増加であつたというよりは、極東やその他の地域における利益を犠牲にした優先順位⁽⁴⁾の再編成であり、それは西欧に対する経済援助に力点を置くものであつた」とするガッデイス教授の説明を裏づけるものであつた。

朝鮮半島の戦略的価値に関する評価の変化は、すでにマリーシャル國務長官にあてた四月四日の陸軍長官パターンソンの書簡のなかに見出すことができる。陸軍長官はここで、政策の変更が日本に対して、また極東における米国の安全保障上の利益に対して与える悪影響を認めつつ、また朝鮮が論理的には中国や満州と不可分の関係にあることを認めつつ、全般的な兵力の配置と米国の安全保障にとつての優先順位という観点から、駐留米軍の早期撤収を求め、同時に國務省が立案していた三か年五億四千万ドルの南朝鮮援助計画の実現に深刻な疑問を表明しているからである⁽⁵⁾。

このような傾向は、一九四七年七月初、第二次米ソ合同委員会が決裂状態に陥ると一層促進された。合同委員会の事実上の決裂によつて、前年来の米国の朝鮮政策を特徴づけていた対ソ協調への慎重な配慮はその存在意義を失い、また朝鮮半島に高い戦略価値を付与するもう一つの要因となつていた満州情勢もすでに悲観的状态に陥つていたからである⁽⁶⁾。朝鮮政策の根本的再検討は、七月末から、三つのルートで活発に行われることになつた。

第一のルートは三省調整委員会(SWNC)の下部機関として七月二三日に設置されたアド・ホック委員会である。同委員会が作成し、八月四日に三省調整委員会に提出された「米国の朝鮮政策」と題する文書(SWNC一七六一三〇)は、同年二月末の各省間の合意をその後の実情に即して修正したものであるが、依然として米国の威信に対する深い配慮を示した⁽⁷⁾ように述べている。

米国は、全土が必然的に共産主義の支配下に入るような現在の状態のもとで、朝鮮から撤退することはできない。その結果がもたらす政治的な反動は、極東と全世界における米国の威信に深刻な打撃を与え、現在みずから内外の共産主義の圧力に抵抗するために米国に頼っている小さな国々を失望させるであろう。しかし、朝鮮をソ連の支配下に放棄することなしに、できるだけ早期に人員と資金の面で米国のコミットメントを縮小・削減するためのあらゆる努力が払われなければならない。

同報告はまた、米ソ両軍の早期同時撤退に対しても、原則的な賛意とともに「朝鮮の政治的自由と国家的独立」⁽⁸⁾のための保障措置を要求している。

第二のルートは七月中旬に中国および朝鮮に派遣されたウェデマイヤー視察団である。二か月に及ぶ同視察団の調査結果は、九月一九日に大統領に提出された「中国・朝鮮に関する報告」のなかにみることができ、その基調は、やはり、朝鮮へのコミットメントの縮小と米国の威信の両立にあつたといえる。同報告は、「中国と朝鮮における政治、経済および心地上の問題は、がっちり絡合ひ、解決がますます困難になつてゐる」⁽⁹⁾との全般的認識のもとに米軍の朝鮮からの撤退を是認したが、その条件として、ソ連軍の同時撤退と南朝鮮への最大限の安全保障措置を要求しているからである。⁽¹⁰⁾

第三のルートは統合参謀本部である。統合参謀本部の検討は、「米国の軍事的安全」の観点から南朝鮮占領の意義を軍事戦略的に分析したもので、前二者とは質的に異つてゐる。⁽¹¹⁾ホレスタル国防長官の九月二九日のメモに残された統合参謀本部の見解は、前述のパターソン陸軍長官の見解をほぼ忠実に反映したものであり、それは次の三点から「駐留米軍およびその基地の維持は戦略的利益をほとんどたない」と結論するものであつた。⁽¹²⁾

(一) 極東で武力紛争が発生する場合、現有の駐留米軍は軍事的負担となり、紛争の勃発に先立つて多大の増強がなされないかぎり、それを維持することは困難である。

(二) 軍事力の深刻な不足という現状にかんがみれば、現在南朝鮮に駐留する二個師団計四五、〇〇〇の軍隊は、どこか朝鮮以外で用い

方がよい。

(三) 現在、朝鮮の占領は、疾病や無秩序を防止するという一次的目的のために莫大な支出を必要としている。

現実の米国の政策決定は、三つのルートによる検討を総合した形で、九月二六日のソ連の同時撤退の要求に対抗してなされた。九月二九日に決定された朝鮮問題の国連上程と翌年四月二日に決定された駐留米軍の撤退がそれである。⁽³²⁾しかし、三者のいずれの見解が重視されたにせよ、米国の朝鮮政策が一九四七年夏を境に根本的に転換したことは否定できない。この時期を境に、朝鮮政策の主要な課題は、いかにして朝鮮の統一を実現するのではなく、いかにして米国の威信を損うことなく南朝鮮からの撤退を実現するかに変化したといえるからである。

- (1) "Draft Report of Special Interdepartmental Committee on Korea", 25 February 1947, *FR 1947* Vol. VI, p. 612.
- (2) *Ibid.*, pp. 617-618.
- (3) "Dr. Syngman Rhee to President Truman", 13 March 1947, *ibid.*, p. 620.
- (4) John Lewis Gaddis, "Korea in American Politics, Strategy, and Diplomacy, 1945-50", in *The Origins of the Cold War in Asia* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1977), eds. Yonosuke Nagai and Akira Iriye, p. 281.
- (5) See "The Secretary of War (Patterson) to the Acting Secretary of State", 4 April 1947, *FR 1947*, Vol. VI, pp. 625-628.
- (6) ウェブスター・視察団は七月二二日に南京に到着している。同特使の報告は「中国共産主義者は、間もなく満州を軍事的に支配し、満州国政府の樹立を宣言するかもしれない」と判断している。邦訳は神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』(日本国際問題研究所、昭和五一年)第一巻に収録のものを使用した。
- (7) Report by the *Ad Hoc* Committee, "United States Policy in Korea" (SWNCC 176/30), *FR 1947*, Vol. VI, p. 738.
- (8) *Ibid.*, p. 740.
- (9) 前掲神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第一巻、二二八ページ。
- (10) 同上、二二二―二二三ページ。
- (11) 但し、統合参謀本部の検討は國務省の要請で行われた。³³ See, "Memorandum by the State-War-Navy Coordinating Committee to the Secretary, Joint Chiefs of Staff", 15 September 1947, *FR 1947*, Vol. VI, p. 789. 同く軍事戦略的観点からの検討を要請したソマンカ

のシ・イノブスの報告(九月一九日)もワシントンで大きな反響を呼んだ。See, "Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan) to the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth)", 24 September 1947, *ibid.*, p. 814.

(2) "Memorandum by the Secretary of Defense (Forrestal) to the Secretary of State", 26[29] September 1947, *FR 1947*, Vol. VI, pp. 817-818.

(3) See "Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth) to the Under Secretary of State (Lovett)", 1 October 1947, *ibid.*, pp. 820-821; "Report by the National Security Council on the Position of the United States With Respect to Korea" (NSC 8), 2 April 1948, *FR 1948*, Vol. VI, pp. 1164-1169. 両者を比較してみれば、九月一九日の会議の討議の内容がほぼ中実のころに踏襲されたことがわかる。

第四章 中道派擁立から右派支援へ

米国の南朝鮮における占領政策が、一九四六年夏には、初期の内政不介入から国内の中道勢力の擁立に変化していったことは、すでにみた通りである。第一次米ソ合同委員会におけるソ連の一貫した要求が、臨時政府を樹立するための協議対象から李承晩、金九らの民族主義右派を排除することであつただけに、中道派連合構想には米国の朝鮮政策の成否がかかつていたといえる。⁽²⁾

第一次米ソ合同委員会の流産(五月六日)後、米国の積極的な工作がいつ開始されたかは不明であるが、中道右派の指導者金奎植と中道左派の指導者呂運亨の最初の会談は五月二五日に開かれている。⁽³⁾ また六月一日日には、この構想の推進にあつたバーチ中尉の参席のもとに、予備会談がもたれている。⁽⁴⁾ 六月三〇日の米軍司令官の声明は、左右合作運動に対する米国の積極的な態度表明であつたといえよう。⁽⁵⁾

この運動はその後一〇月七日に合意された左右合作七原則を経て、一二月一二日、金奎植を議長とする南朝鮮過渡立法院の誕生として実を結んだ。また二月一〇日には隠健派の安在鴻が朝鮮人による最初の民政官に就任した。⁽⁶⁾ 過渡立法院の

その後は必ずしも順調ではなかつたが、一九四六年一月二日から一九四八年五月二〇日までには二一九回の会議を開催し、中道派連合構想推進の中心的役割を果たしたといえる。⁽⁷⁾

しかし前章でみたように、一九四七年夏、朝鮮の統一と対ソ共同行動が放棄されると、従来の米国の占領政策も大きく変化せざるをえなかつた。朝鮮問題の国連上程以後、南朝鮮における単独政府の樹立が現実の課題とならざるをえなかつたからである。

政策の転換は、大きな混乱を予想させるに充分であつた。国際的な状況は、李承晩、金九らの右派勢力との連合を要求したが、そのような政策への転換は米国が中道派勢力を見捨てることにはかならず、それはまた米国が右派勢力のかねてからの主張に追従することを意味していたからである。⁽⁸⁾

もちろん米国と李承晩との関係は、その後も順調に進展したわけではなかつた。米国による中道派連合推進の過程にみられた李承晩の絶えざるホッジ批判は、両者の間に、政策の相違を越えた個人的溝を造つていた。⁽⁹⁾ また南朝鮮における単独政府は、総選挙の実施を求める一月一日の国連総会決議と南朝鮮内での単独選挙を承認した二月二六日の国連中間委員会(小総会)の決議を経てその樹立が保障されたものであり、米国はこの過程でけつして積極的な李承晩支持を表明していたわけでもない。事実、ホッジ司令官の言葉を借りれば、この時期の李承晩は「日ごとに反米的」⁽¹⁰⁾ になつていつたといえるのである。

しかしながら、米国と李承晩とのこのような矛盾に満ちた関係にもかかわらず、両者が単独政府の樹立という共通の目標のもとで結ばれていたことは否定できない。国連総会において総選挙の実施が決議されると、中道派の金奎植も、右派の金九もこれに反対し、南北協商の道を選んだからである。⁽¹¹⁾ この意味では、米国の右派支援は李承晩以外にその対象を失つてい

たといえるかもしれない。

- (1) 拙稿「民族解放戦争としての朝鮮戦争——革命認識の三類型——」、『法学研究』第四八巻第三号、二七二ページ参照。
- (2) See Truman to Panley, *FR 1946*, Vol. VIII, p. 713.
- (3) 『東亞日報』一九四六年五月二十九日報道。
- (4) 『朝鮮日報』一九四六年六月一六日報道。
- (5) 同声明については、神谷不二編『朝鮮問題戦後資料』第一巻、一九八ページ参照。
- (6) 左右合作の経過については、李庭植『金奎植の生涯』(ソウル、新丘文化社、一九七四年)、一三七—一五八ページ参照。
- (7) 同上、一五九—一七二ページ参照。
- (8) See "Political Adviser in Korea (Langdon) to the Secretary of State", 21 July and 12, 19 September 1947, *FR 1947*, Vol. VI, pp. 710-711, 787-788, 803-807.
- (9) 李承晩のハッキン批判については、See "Lieutenant General John R. Hodge to the Secretary of State", 31 December 1946, *FR 1946*, Vol. VIII, pp. 785-786; 7 July 1947, *FR 1947*, Vol. VI, pp. 691-693.
- (10) Lieutenant General John R. Hodge to the Department of the Army for the Joint Chiefs of Staff, [3?] November 1947, *FR 1947*, Vol. VI, p. 852.
- (11) 単独政府樹立に反対する金九の姿勢については一九四八年二月一〇日の声明「三千万同胞に泣告する」(前掲『朝鮮問題戦後資料』第一巻、一二六—一二九ページ)を、また金奎植の姿勢については前掲『金奎植の生涯』、一七七一—一八八ページを参照されたい。

結 論

序論でみたように、米国の戦後朝鮮構想の基礎が周辺大国の勢力均衡に基づく地域的な国際秩序の形成にあつたとすれば、二度の合同委員会の決裂に狭まれた一年余りの期間は、朝鮮問題がそのような地域的な枠を越えるものとして認識された例外的な時期であつたといえよう。確かに、この一時期、米国は朝鮮問題を世界的な米ソ対立の一環として認識し、その結果、ギリシャ・トルコに匹敵する大規模な援助計画と米軍の長期駐留を検討したからである。

また同様の観点からみれば、第二次米ソ合同委員会決裂後の事態の展開は、トルーマン・ドクトリン以後の冷戦政策の再編成のなかで、朝鮮問題が再び地域的な勢力均衡の問題として処理されようとしていたことを示している。ソ連軍の撤退に

呼応する駐留米軍の撤収は、朝鮮半島をめぐる米ソ対立の「再地域化」および「非軍事化」の措置として解釈される。⁽¹⁾

しかしこのような措置は、冷戦の拡大に対するきわめて政策的な対応であつたがため、すでにみたような、「共同行動から単独行動へ」、「統一管理から分断へ」、「中道派擁立から右派支援へ」の政策の変化と基本的に矛盾するものではなかつた。冷戦的対立の解消は必ずしも地域的かつ勢力圏的対立の解消を意味するものではないからである。この意味では、前出のウエデマイヤー報告および駐留米軍の撤退を決定した一九四八年四月二日のNSC 8が、ともにソ連もしくは北朝鮮による「公然たる侵略行為」に対してではなく、むしろそれ以外の暴力行為への対応をその主たる目標としていることは、きわめて示唆的であるといえよう。

(1) 米ソ対立の「再地域化」と「非軍事化」は、紛争の「現地化」を通じて、朝鮮戦争の勃発につながる。See, Okonogi Masao, "The Domestic Roots of the Korean War", in *The Origins of the Cold War in Asia* (Tokyo: University of Tokyo press, 1977), eds. Yonosuke Nagai and Akira Iriye, pp. 310-315.

追記 本稿は五月七日のアジア政経学会関東部会での報告に若干加筆し、「注」を付したものである。